

令和7年度第3回農業委員会総会議事録

開会月日	令和7年6月25日(水)	開議の時刻	午前10時13分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前10時41分			
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃
	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		〃	
	唐 子	戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 1 番 荒川 光明 委員 2 番 須長 則明 委員
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 須長委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>松山地区・須長委員より、1 番の申請について、大字東平に所在する法人としての申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（田 1 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は農業後継者がいないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>事務局より、本案件の受人は農地所有適格法人であるが、申請にあたり農地所有適格法人の 4 要件を満たしていることは確認している旨の説明がなされた。</p> <p>島田委員より、資料に要件を満たしている旨の記載があるが、確認時点も明記してほしい、との意見がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、2 番の申請について、比企郡川島町在住の申請人（受人）より、比企郡川島町在住の申請人（渡人）が、大字古凍地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は今後のことを考え、父に代わり耕作をしたいため、渡人は今後のことを考え、子供に耕作を任せたいため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報</p>

議案第 2 号
農地法第 5 条
の規定による
許可申請承認
の件

告がなされた。

事務局より、受人の耕作権が及ぶ農地について、川島町の農業委員会事務局に問題ないことを確認している旨の説明がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、3 番の申請について、大字下野本在住の申請人(受人)より、東京都練馬区在住の申請人(渡人)が、大字下野本地内に所有する農地(畑 1 筆)を、受人は実家に隣接しており、一体利用により効率化を図れるため、渡人は相続した農地だが東京に住まいがあり管理耕作が困難なため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

松山地区・須長委員より、1 番の申請について、大字市ノ川在住の申請人(受人)より、大字市ノ川在住の申請人(渡人)が、大字市ノ川地内に所有する農地(畑 1 筆)を、医院の敷地拡張のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、医院の敷地拡張の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、比企郡川島町在住の申請人(受人)より、東京都北区在住の申請人(渡人)が、大字大黒部地内に所有する農地(畑 2 筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、

<p>議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>島田委員より、「農地所有適格法人として借り受ける場合」という欄があるが、農業委員会事務局と農政課、どちらが確認するのか決めておくべきだ、との意見がなされた。</p> <p>久保田会長より、「地域計画区域名」欄について、地域計画に含まれ色が付いている土地でも、策定時と耕作者の変更があった場合は空欄となってしまう。地域計画に含まれる土地なのに空欄になってしまうことについて納得いかない、との意見がなされた。</p> <p>島田委員より、地域計画の変更のタイミングで修正がされるので、そこで空欄ではなくなる旨の説明がなされた。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
<p>報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p>	<p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、6 件を確認する。</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。</p>
<p>その他</p>	<p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 7 年 7 月 25 日 (金) 午前 10 時 20 分～</p> <p>会 場 市総合会館 3 階 303 会議室 午前 10 時 41 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 7 年度第 3 回総会を閉じた。</p>

以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年7月25日

議長 久保田 節子

委員 荒川 光明

委員 須長 則明